

教えて!

富山 けいざい



70歳就業法って？

◆高齢者に多様な働き方／活躍の場 創出に期待

Q－70歳就業法ってなあに。

A－「高齢者雇用安定法」が改正され、今年4月1日から施行されます。少子高齢化が進み、労働人口が減る中で経済社会の活力を守るため、70歳までの就業機会の確保について多様な選択肢を法制度上、整えるのが目的です。

今回の改正は、現行制度の「変更」ではなく、努力義務部分の「追加」という位置付けです。現行の「高齢者雇用安定法」では、65歳への定年引き上げ▽定年廃止▽65歳までの継続雇用制度－のいずれかを満たすことが「義務」となっていますが、4月1日からは定年年齢や継続雇用年齢の70歳への引き上げ▽業務委託契約制度の導入▽社会貢献事業へ従事できる制度の導入－について「努力義務」が課せられます。

高齢者雇用安定法の改正

施行日	現行 → 改正後	
	2013年4月1日	2021年4月1日
求められる措置	高齢者雇用確保措置は義務	高齢者就業確保措置は努力義務として追加
①定年引き上げ	65歳まで	70歳まで
②継続雇用制度		
③定年廃止	あり	あり
同法第8条では、「定年年齢は60歳以上としなければならぬ」とされています		④70歳まで継続的に業務委託契約を締結できる制度の導入 ⑤70歳まで継続的に事業主がかかわる社会貢献事業に従事できる制度の導入

※個人事業主・フリーランスなど

会社員（雇用者）
としての働き方
会社員ではない
働き方※

Q－従来は「雇用」、改正後は「就業」となっているけど、違いがあるの。

A－改正後は個人事業主やフリーランスなどの「会社員ではない」形で働くことも想定されており、就業（＝仕事に就く）という用語が使われています。労働基準法や労働契約法などの適用対象外となる働き方になるため、働く人には自己責任が求められます。

Q－企業はどう考えているのかな。

A－20年に日本商工会議所が全国の中小企業約6千社に行ったアンケートによると、五つの選択肢のうち「70歳までの継続雇用制度の導入」を選んだ企業は56.4%、「会社員ではない働き方」を選択したのは合計で20.0%でした。地方では都会の人材を副業・兼業という形で受け入れる土壌ができつつあり、高齢者が活躍する機会はますます増えそうです。

なお、これまでも高齢者の雇用促進については努力義務を経て義務化された経緯があります。いずれは70歳までの就業確保が義務化される可能性が十分あり、早めに準備しておくといいでしょう。

（北陸経済研究所の米屋信弘が解説しました。）